



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日 (金曜日) 号外 第 5 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

	頁		頁
○日本一挑戦プロジェクト推進基金条例…………… (総合政策課)	2	番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… (デジタル推進課)	2
○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人		○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	3
		○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例…………… (“)	6
		○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課)	6

本号で公布された条例のあらまし

◎ 日本一挑戦プロジェクト推進基金条例 (条例第4号)

1 制定の理由及び主な内容

本県の強みを生かして、「子ども・若者」、「グリーン成長」及び「スポーツ観光」の分野において日本一に挑戦するプロジェクトを安定的かつ機動的に展開するため、基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県屋外型トレーニングセンターの利用料金について、新たな料金区分の設定を行うなど、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (条例第7号)

1 改正の理由及び主な内容

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県屋外型トレーニングセンターにおけるトレーニング機器の導入等に伴い、使用料の改正等を行うこととしました。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

条 例

日本一挑戦プロジェクト推進基金条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第4号

日本一挑戦プロジェクト推進基金条例

(設置)

第1条 本県の強みを生かして、「子ども・若者」、「グリーン成長」及び「スポーツ観光」の分野において日本一に挑戦するプロジェクトを安定的かつ機動的に展開することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、日本一挑戦プロジェクト推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(宮崎県21世紀づくり基金条例の廃止)

2 宮崎県21世紀づくり基金条例（平成3年宮崎県条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の宮崎県21世紀づくり基金条例の規定に基づく宮崎県21世紀づくり基金に属する現金及び有価証券は、基金に帰属するものとする。

(この条例の失効)

4 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] <u>(3) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個</u>

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 [略]

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 別表第1の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の右欄に掲げる事務、知事若しくは教育委員会の権限に属する法別表第2の第2欄に掲げる事務又は別表第2の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の中欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行わせることとした補助機関等がある場合にあっては、当該補助機関等が行う事務について前3項の規定を適用する。

人番号利用事務をいう。

(4) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 [略]

3 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 別表第1の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の右欄に掲げる事務、知事若しくは教育委員会の権限に属する特定個人番号利用事務又は別表第2の左欄に掲げる機関の権限に属する同表の中欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行わせることとした補助機関等がある場合にあっては、当該補助機関等が行う事務について前3項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県女性相談所	売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談施設	[略]	宮崎県女性相談支援センター	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援センター</u>	[略]
県立きりしま寮	売春防止法第36条の規定に基づく保護施設	[略]	県立きりしま寮	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>	[略]
[略]			[略]		
県立こども療育センター	児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センター	[略]	県立こども療育センター	児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設	[略]
[略]			[略]		
別表第4(第10条の5関係)			別表第4(第10条の5関係)		
施設	基準				
	区分	単位	金額	備考	
[略]					
宮崎県屋外型トレーニングセンタ	[略]	[略]	1	<u>1時間を単位とする利用料金の額</u>	
施設	基準				
施設	基準				
	区分	単位	金額	備考	
[略]					
宮崎県屋外型トレーニングセンタ	[略]	[略]		<u>利用時間が1時間未満のときは、その時間は</u>	

-				-			1 時間として計算し、利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算する。		
	ホール	1 時間に つき	780円 以下	2 「全面 を利用する 場合」とは、サ ッカー・ラ グビー場又 は多目的グラ ウンドの面積 の 2 分の 1 を 超えて利用す る場合をいい 、「半面を利用 する場合」と は、サッカー ・ラグビー場 又は多目的グラ ウンドの面積 の 2 分の 1 以 下を利用する 場合をいう。	トレーニ ングルー ム	専用利 用の場 合 専用利 用でない 場合	2 時間に つき 1 人 2 時 間につき	6,000 円以下 400円 以下	1 利用時 間が 2 時 間未満の ときは、 その時間 は 2 時間 として計 算し、利 用時間に 2 時間未 満の端数 がある時 きは、そ の端数は 2 時間と して計算 する。 2 専用利 用の場合 であって 、利用時 間が 8 時 間を超え るときの 利用料金 の額は、 1 日につ き 26,000 円以下と する。 3 専用利 用の場合 であって 、トレー ニング機 器を利用 しない時 きの利用 料金の額 は、1 時 間につき 780円以 下とし、 利用時間

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">目的グラ ウンドの 面積の2 分の1以 下を利用 する場合 をいう。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 243条の2 第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243条の2 の2 第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>（1）知事 知事等の基準給与年額（施行令第 173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）警察本部長 地方警務官の基準給与年額（施行令第 173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>（6） [略]</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 243条の2 の7 第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243条の2 の8 第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>（1）知事 知事等の基準給与年額（施行令第 173条の4 第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）警察本部長 地方警務官の基準給与年額（施行令第 173条の4 第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>（6） [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(144)の5 [略]</p> <p>(144)の6 <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査</u> <u>介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u></p> <p>(144)の7～(144)の9 [略]</p> <p>(144)の10 <u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付</u> <u>認定特定行為業務従事者認定証交付手数料</u></p> <p>(144)の11 [略]</p> <p>(144)の12 <u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録</u> <u>特定行為業務の事業者登録手数料</u></p> <p>(145)～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(452)の16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項後段若しくは同法第13条第3項後段の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</u> <u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(452)の17 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料</u></p> <p>(452)の18 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u></p> <p>(452)の19 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p> <p>(452)の20 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u></p> <p>(452)の21・(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(144)の5 [略]</p> <p>(144)の6 <u>削除</u></p> <p>(144)の7～(144)の9 [略]</p> <p>(144)の10 <u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付</u> <u>認定特定行為業務従事者認定証交付手数料</u></p> <p>(144)の11 [略]</p> <p>(144)の12 <u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録</u> <u>特定行為業務の事業者登録手数料</u></p> <p>(145)～(452)の14 [略]</p> <p>(452)の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(452)の16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項後段若しくは同法第13条第3項後段の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</u> <u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料</u></p> <p>(452)の17 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</u> <u>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料</u></p> <p>(452)の18 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u></p> <p>(452)の19 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p> <p>(452)の20 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u></p> <p>(452)の21・(453) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は同法第21条の5の3第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用（同条第1項に規定する通所特定費用をいう。）の額の合計額とし、同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に係る使用料の額は同法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とし、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は同法第24条の2第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用（同条第1項に規定する入所特定費用をいう。）の額の合計額とする。

4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は同法第21条の5の3第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用（同条第1項に規定する通所特定費用をいう。）の額の合計額とし、同法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る使用料の額は同法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とし、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は同法第24条の2第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用（同条第1項に規定する入所特定費用をいう。）の額の合計額とする。

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
8の3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
屋外型 トレー ニング センタ ー使用 料	室内練習場	[略]			1 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	ホール	同	780円		2 「全面を使用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1を超えて使用する場合をいい、「半面を使用する場合」とは、サッカー・ラグビー場又は多目的グラウンドの面積の2分の1以

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
8の3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
屋外型 トレー ニング センタ ー使用 料	室内練習場	[略]			使用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として計算し、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。
	トレー ニング ルーム	専用使用 の場合	2時間に つき	6,000円	1 使用時間が2時間未満のときは、その時間は2時間として計算し、使用時間に2時間未満の端数があるときは、その端数は2時間として計算する。 2 専用使用の場合であって、使用時間が8時間を超えるときの使用料の
		専用使用 でない場 合	1人2時 間につき	400円	

		ロリット ル未満の もの							
		危険物の 貯蔵最大 数量が40 万キロリ ットル以 上のもの	同		7,070,000円				
	[略]								
[略]									
31 危険 物取扱 者試験 手数料	甲種危険物取扱者 試験		1件につ き		6,600円				
	乙種危険物取扱者 試験		同		4,600円				
	丙種危険物取扱者 試験		同		3,700円				
[略]									
34 危険 物取扱 作業の 保安に 関する 講習手 数料			1件につ き		4,700円				
[略]									
37 消防 設備士 試験手 数料	甲種消防設備士試 験		1件につ き		5,700円				
	乙種消防設備士試 験		同		3,800円				
[略]									
41 高圧 ガス製 造許可 又は承 認申請 手数料	[略]								[略]
	移動式 製造設 備のみ を使用 する場 合	処理容積		[略]					
	[略]								
[略]									
41 高圧 ガス製 造許可 又は承 認申請 手数料	移動式 製造設 備のみ を使用 する場 合	液化石油 ガス保安 法第37条 の4第1 項の許可 を受けた もの	同		6,000円				
	[略]								
[略]									
62 液化 石油ガ ス貯蔵 施設等 完成検 査手数 料	貯蔵施設等の許可 に係るもの		1件につ き	3万 1,000円 に貯蔵施設又 は特定供給設 備の数を乗じ て得た額(高 圧ガス保安協 会及び指定完 成検査機関が 行うものを除 く。)と5,8 00円に完成検 査合格施設で	高圧ガス保安法 第20条第1項又 は第3項の規定 に基づき完成検 査を受け、又は 自ら行い、同法 第8条第1号の 技術上の基準に 適合していると 認められた液化 石油ガスに係る 施設(以下「完				
[略]									
62 液化 石油ガ ス貯蔵 施設等 完成検 査手数 料	貯蔵施設等の許可 に係るもの		1件につ き	3万 1,000円 に貯蔵施設又 は特定供給設 備(高圧ガス 保安法第20条 第1項若しくは 第3項又は 同法第39条の 22第1項の規 定に基づき完 成検査を受け 、又は自ら行					

			ある貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	成検査合格施設」という。)であるものを除く。				い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	[略]							[略]
	[略]							[略]
144の6	介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1件につき	15,000円					144の6 削除
	[略]							[略]
292 技能検定試験手数料	[略]	[略]		1 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者(以下「在留資格者」という。))並びに2、4及び5に掲げる者を除く。)であって、県内に居住するもの又は				292 技能検定試験手数料
								1 技能検定2級の実技試験を受けようとする35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者(以下「在留資格者」という。))を除く。)であって、県内に居住するもの又は県内において就労するものについては、

		<p>県内において就労するものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p>	<p>2 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする25歳未満の者（在留資格者並びに4及び5に掲げる者を除く。）であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p>			<p>実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p> <p>2 技能検定3級の実技試験を受けようとする23歳未満の者（在留資格者並びに3、4、7及び8に掲げる者を除く。）については、実技試験の手数料の額は1職種につき1万3,700円とする。</p> <p>3 技能検定3級の実技試験を受けようとする23歳未満の者（在留資格者並びに7及び8に掲げる者を除く。）であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p> <p>4 技能検定3級の実技試験を受けようとする23歳未満の者（在留資格者及び8に掲げる者を除</p>	
--	--	--	---	--	--	--	--

				<p>3 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する在校生（ 職業能力開発 促進法第15条 の7第3項に 規定する公共 職業能力開発 施設（以下「 公共職業能力 開発施設」と いう。）にお いて職業訓練 （職業能力開 発促進法施行 規則（昭和44 年労働省令第 24号）第9条 に規定する短 期間の訓練課 程の職業訓練 （以下「短期</p>					<p>く。）であっ て、雇用保険 被保険者以外 のものうち 県内に居住す るもの又は県 内において就 労するものに ついては、実 技試験の手数 料の額は1職 種につき9,2 00円とする。 5 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する23歳以上 35歳未満の者 （在留資格者 及び9に掲げ る者を除く。 ）であって、 県内に居住す るもの又は県 内において就 労するものに ついては、実 技試験の手数 料の額は1職 種につき9,2 00円とする。 6 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する在校生（ 職業能力開発 促進法第15条 の7第3項に 規定する公共 職業能力開発 施設（以下「 公共職業能力 開発施設」と いう。）にお いて職業訓練 （職業能力開 発促進法施行 規則（昭和44 年労働省令第 24号）第9条 に規定する短 期間の訓練課 程の職業訓練 （以下「短期</p>	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

			<p>訓練課程」という。)を除く。<u>4</u>において同じ。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。<u>4</u>において同じ。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「学校等」という。)に在学する者をいう。<u>4</u>及び</p>				<p>訓練課程」という。)を除く。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設(以下「職業訓練施設」という。)において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)<u>7</u>から<u>9</u>までにおいて同じ。)であって、</p>
--	--	--	---	--	--	--	--

				<p>5)において同じ。)であつて、4及び5に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p>				<p>7から9までに掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p>
								<p>7 技能検定3級の実技試験を受けようとする23歳未満の在校生(在留資格者及び8に掲げる者を除く。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき7,600円とする。</p>
								<p>8 技能検定3級の実技試験を受けようとする23歳未満の在校生(在留資格者を除く。)であつて、県内に居住するもの又は県内の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けているもの若しくは県内の職業訓練施設において認定職業訓練を受けているもの若しくは県内の学校等に在学するものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき3,100円とする。</p>
				<p>4 技能検定3級の実技試験</p>				<p>9 技能検定3級の実技試験</p>

			<p>を受けようと する35歳未満 の在校生（在 留資格者及び 5に掲げる者 を除く。）で あって、県内 に居住するも の又は県内の 公共職業能力 開発施設にお いて職業訓練 を受けている もの若しくは 県内の職業訓 練施設におい て認定職業訓 練を受けてい るもの若しく は県内の学校 等に在学する ものについて は、実技試験 の手数料の額 は1職種につ き 3,100円と する。</p> <p>5 技能検定3 級の実技試験 を受けようと する25歳未満 の在校生（在 留資格者を除 く。）であっ て、雇用保険 被保険者であ るものについ ては、実技試 験の手数料の 額は1職種に つき 3,100円 とする。</p> <p>6 1から5ま でに定める年 齢は、当該技 能検定の実施 年度の4月1 日における年 齢とする。</p>				<p>を受けようと する23歳以上 35歳未満の在 校生（在留資 格者を除く。 ）であって、 県内に居住す るもの又は県 内の公共職業 能力開発施設 において職業 訓練を受けて いるもの若し くは県内の職 業訓練施設に おいて認定職 業訓練を受け ているもの若 しくは県内の 学校等に在学 するものにつ いては、実技 試験の手数料 の額は1職種 につき 3,100 円とする。</p> <p>10 1から5ま で及び7から 9までに定め る年齢は、当 該技能検定の 実施年度の4 月1日におけ る年齢とする 。</p>
[略]				[略]			
394 建 築物等	[略]		1・2 [略] 3 「建築物エ	394 建 築物等	[略]		1・2 [略] 3 「建築物エ

に関する完了検査申請手数料					エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準をいう。
[略]					
452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号イの基準に係る審査	建築物1棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の9の項に掲げる金額と同一の金額	1 [略] 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分
	その他	建築物エネルギー消費性能	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の9の項に掲げる金額と同一の金額	同
452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の15の項に掲げる金額と同一の金額	1 [略] 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分
	その他	建築物エネルギー消費性能	同	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、452の9	同
452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号イの基準に係る審査	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の9の項に掲げる金額と同一の金額	1 [略] 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分
	その他	建築物エネルギー消費性能	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の15の項に掲げる金額と同一の金額	同
452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) [略] (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、当該床面積の合計の区分に応じ452の9の項に掲げる金額と同一の金額	1 [略] 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分
	その他	建築物エネルギー消費性能	同	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、452の15	同

		基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号イ の基準 に係る 審査		<u>の項</u> に掲げる 金額の 2 分の 1 に相当する 金額				基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号イ の基準 に係る 審査		<u>の項</u> に掲げる 金額の 2 分の 1 に相当する 金額	
		建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、 <u>452の9</u> <u>の項</u> に掲げる 金額の 2 分の 1 に相当する 金額				建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、 <u>452の15</u> <u>の項</u> に掲げる 金額の 2 分の 1 に相当する 金額	
452の17 建築 物エネ ルギー 消費性 能確保 計画の 軽微変 更該当 証明書 交付手 数料	床面積 を増加 しよう とする 場合	建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号イ の基準 に係る 審査	建築物 1 棟につき	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額 (1) [略] (2) 当該床 面積の合計 が 300平方 メートル以 上の場合は 、当該床面 積の合計の 区分に応じ <u>452の9の</u> <u>項</u> に掲げる 金額と同一 の金額	1 [略] 2 「当初判定 部分」とは、 <u>建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律第12 条第1項又は 同法第13条第 2項の規定に より建築物エ ネルギー消費 性能適合性判 定を受けた部 分をいう。</u>			建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号イ の基準 に係る 審査	建築物 1 棟につき	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額 (1) [略] (2) 当該床 面積の合計 が 300平方 メートル以 上の場合は 、当該床面 積の合計の 区分に応じ <u>452の15の</u> <u>項</u> に掲げる 金額と同一 の金額	1 [略] 2 「当初判定 部分」とは、 <u>建築物のエネ ルギー消費性 能の向上等に 関する法律第 12条第1項又 は同法第13条 第2項の規定 により建築物 エネルギー消 費性能適合性 判定を受けた 部分をいう。</u>
		建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準 に係る 審査	同	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額 (1) [略] (2) 当該床 面積の合計 が 300平方 メートル以 上の場合は 、当該床面 積の合計の 区分に応じ				建築物 エネルギー消 費性能 基準等 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ の基準 に係る 審査	同	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額 (1) [略] (2) 当該床 面積の合計 が 300平方 メートル以 上の場合は 、当該床面 積の合計の 区分に応じ	

				452の9の 項に掲げる 金額と同一 の金額					452の15の 項に掲げる 金額と同一 の金額	
	その他 の場合	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 1条第 1項第 1号イ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、452の9 の項に掲げる 金額の2分の 1に相当する 金額			その他 の場合	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 1条第 1項第 1号イ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、452の15 の項に掲げる 金額の2分の 1に相当する 金額
		建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 1条第 1項第 1号ロ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、452の9 の項に掲げる 金額の2分の 1に相当する 金額				建築物 エネルギー 消費性能 基準等 省令第 1条第 1項第 1号ロ の基準 に係る 審査	同	当初判定部分 の床面積の合 計の区分に応 じ、452の15 の項に掲げる 金額の2分の 1に相当する 金額
452の18 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律第35 条第1 項第1 号に掲 げる基 準に係 る技術 的審査 に適合 すると 認めら れた計 画（以 下「建 築物エ ネルギー 消費性 能事前 審査	[略]		1 当該認定に 併せて建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第35条第2 項の規定によ り建築基準関 係規定に適合 するかどうか の審査を受け るよう申し出 る場合にあっ ては、当該建 築物の床面積 の区分並びに 建築設備及び 工作物の件数 に応じ、393 の項に掲げる 金額を加えた 金額とする。 2～4 [略]		452の18 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律第 35条第 1項第 1号に 掲げる 基準に 係る技 術的審 査に適 合すると 認めら れた計 画（以 下「建 築物エ ネルギー 消費性 能事前審	[略]		1 当該認定に 併せて建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する 法律第35条第 2項の規定に より建築基準 関係規定に適 合するかどうか の審査を受け るよう申し 出る場合にあ っては、当該 建築物の床面 積の区分並び に建築設備及 び工作物の件 数に応じ、3 93の項に掲げ る金額を加え た金額とする 。 2～4 [略]

	適合計画」という。 ）であることを証明する書類の提出がある場合				査適合計画」という。 。）であることを証明する書類の提出がある場合		
	[略]				[略]		
452の19 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	[略]		1 当該認定に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]	452の19 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	[略]		1 当該認定に併せて <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 [略]
452の20 建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項に規定する基準に係る技術的審査に適合する	[略]	[略]	452の20 建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項に規定する基準に係る技術的審査に適合する	[略]	[略]

と認められた書類(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」という。)の提出がある場合 [略]	[略]	ると認められた書類(以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」という。)の提出がある場合 [略]	[略]
---	-----	--	-----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項第144号の10及び同項第144号の12の改正規定並びに別表第2の452の16の項及び452の17の項の改正規定(「452の9の項」を「452の15の項」に改める部分に限る。) 公布の日
- (2) 別表第2の31の項、34の項及び37の項の改正規定 令和6年5月1日

